

改正

平成28年9月28日市長決裁

令和2年4月1日市長決裁

令和3年4月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 市は、市内において事業を営む中小企業者の経営の安定と新たな事業活動を行おうとする中小企業者を支援するため、上尾市中小企業資金融資規則（平成10年上尾市規則第21号）第3条各号に掲げる融資及び上尾市中小企業緊急資金融資規則（平成10年上尾市規則第22号）第2条第4号に規定する不況対策資金に係る融資（以下これらの融資を「対象融資」という。）を受けた中小企業者に対し、当該貸付けを受けた資金の償還に係る利子の支払額の一部について、予算の範囲内において利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）第17条の規定により、補助金の交付に関する手続に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当している者とする。

- (1) 対象融資を受けていること。
- (2) 前号の対象融資に係る償還金を約定償還日に遅滞なく支払っていること。
- (3) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画の承認を受け、又は補助金の申請を行う日までに当該経営革新計画の承認の申請を行っていること（上尾市中小企業資金融資規則第3条各号に掲げる融資を受ける場合に限る。）。
- (4) 市税を完納していること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる年（年の途中において次項に規定する期間が満了する場合にあっては、当該期間が満了する月までとする。以下この項において同じ。）に支払った対象融資に係る償還金の利子（延滞金に係るものを除く。）の5分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、対象融資を受けた日の属する月から起算して3年以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、上尾市中小企業資金融資等利子補給補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、商業登記簿謄本）
- (2) 市税に未納がないことの証明書（申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 当該年に支払った対象融資に係る償還金の額が分かる書類
- (4) 第2条第1号及び第3号に掲げる要件に該当することを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類（商業登記簿謄本に限る。）は、既に当該書類を市長に提出している場合であって、当該書類に記載されている事項に変更がないときは、同項の申請書にこれらの書類の添付は要しないものとする。

3 第1項の申請書の提出期限は、補助金の交付の対象となる年の翌年の2月末日までとする。

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定し、速やかに申請者に対し、上尾市中小企業資金融資等利子補給補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付金の用途その他の事項につき条件を付し、又は指示することができる。

(申請の取下げ)

第6条 第4条第1項の規定により補助金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付に係る決定の内容に不服があるときは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第7条 補助金の額の確定は、当該補助金に関する実績報告書の提出を要せず、第5条第1項の規定により決定した補助金の交付決定額をもって、当該補助金の交付決定額とする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、第5条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を通知した後に交付するものとする。

2 第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、上尾市中小企業資金融資等利子補給補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 上尾市補助金等交付規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月28日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の上尾市中小企業資金融資等利子補給補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和3年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の上尾市中小企業資金融資等利子補給補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の市予算に係る補助金から適用する。